

新発田市に移住定住をお考えの皆さまへ  
**住宅取得補助金**  
をぜひご利用ください！

新築

最大 **150**万円補助！

**人口減少区域のみ**補助対象

中古

最大 **130**万円補助！

**市内全域**が補助対象！

この補助金は、新発田市の人口を増加させて活性化を図るため、市外からの転入者又は転入後3年以内で、対象地域内で住宅を新築・同居のための増改築・建売住宅の購入・中古住宅の購入を計画している方を対象に、費用の一部を補助するものです。

**令和8年4月13日（月）受付開始！**

詳しい募集要領については裏面をご覧ください

# 新発田市住宅取得補助金 募集要項

## 対象地域 (新築・増改築の対象地域。中古住宅は市内全域が対象)

- ①本庁地区 (本町1～4丁目、諏訪町1～3丁目、中央町1～5丁目、大栄町1～4・7丁目、大手町1～6丁目、緑町2・3丁目、城北町1・3丁目、西園町1～3丁目、御幸町1～3丁目、住吉町1丁目、東新町2・3丁目、新富町1・2丁目、中田町1～3丁目、小舟町1～3丁目、新栄町3丁目、島潟・板敷、西名柄、長畑、中谷内、桑ノ口、道賀)
- ②他11地区 (五十公野地区、松浦地区、米倉地区、赤谷地区、川東地区、菅谷地区、加治地区、佐々木地区、豊浦地区、紫雲寺地区、加治川地区。豊浦地区は一部対象外地域がありますので、必ずお問い合わせください。)
- ③市有地 (申請日から起算して1年以内に購入したもの) : 市内全域

## 対象者

次の(1)から(7)【(8)は該当者のみ】までの要件をすべて満たすことが必要です。  
**なお、(2)補助金交付後10年以内に転出された場合など、返還して頂くことがあります。ご注意ください。**

- (1)転入日(転入予定日)を起算日として転入日前2年の間に新発田市に住所を有していない方。  
 (2)転入日以後10年以上新発田市に居住する意思を有し、10年以上市外へ転出する見込がない方。  
 (3)次のいずれかに該当する方。  
 ① 転入日から起算して3年以内に交付申請を行う方。  
 ② 交付申請後に転入する予定である方。  
 (4)転入前の住所地における市区町村税に滞納がない方。  
 (5)請負契約又は売買契約における契約者本人である方。(契約が共有名義の場合、申請者も持分を有すること)  
 (6)申請日における年齢が50歳未満である方。  
 (7)属する世帯が2人以上である方。  
 (8)市有地を活用時、実績報告時に土地の名義人が申請者本人である方。(契約が共有名義の場合、申請者も持分を有すること)

補助対象経費と補助金額		新築	中古	増改築	
基本分	新築(注文住宅、建売購入)	60万円	○		
	中古(一般物件、バンク物件含む)	50万円		○	
	Uターンによる増改築	50万円		○	
加算分	子育て加算(18歳以下の子どもを1人以上扶養している)	1人10万円 最大30万円	○	○	○
	Uターン加算(新発田市を離れて2年以上経過している)	20万円	○	○	
	市内業者加算(市内に本社のある会社で施工する)	10万円	○		○
	市有地加算(市有地を購入して家を建てる)	20万円	○		○
	市内新規就労加算(市内に本社のある企業に就労している)	10万円	○	○	○
	居住誘導区域※加算(居住誘導区域内の中古物件を購入する) 注)子育て世帯又は県外からのUターン世帯のみ対象	20万円		○	
最大補助金額		150万円	130万円	120万円	

※「居住誘導区域」  
 新発田市立地適正化計画に定めた今後居住を促していく区域です。  
 詳しい範囲についてはお問合せ下さい。

## 募集概要

- 受付期間 令和8年4月13日(月)から令和9年3月12日(金)まで
- 申込方法 申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、下記の問合せ先まで提出してください。
- 留意事項 ①先着順に受付し、予算に達した時点で受付を終了します。  
 ②新築は公示前、建売購入は契約前に申請してください。
- 問合せ先 新発田市 建築課 空家・住宅対策係  
 TEL: 0254-26-3557 e-mail: kenchiku@city.shibata.lg.jp



申請書類、居住誘導区域の確認はこちらから